

農業経営をサポートする

# 収入保険をご紹介します!

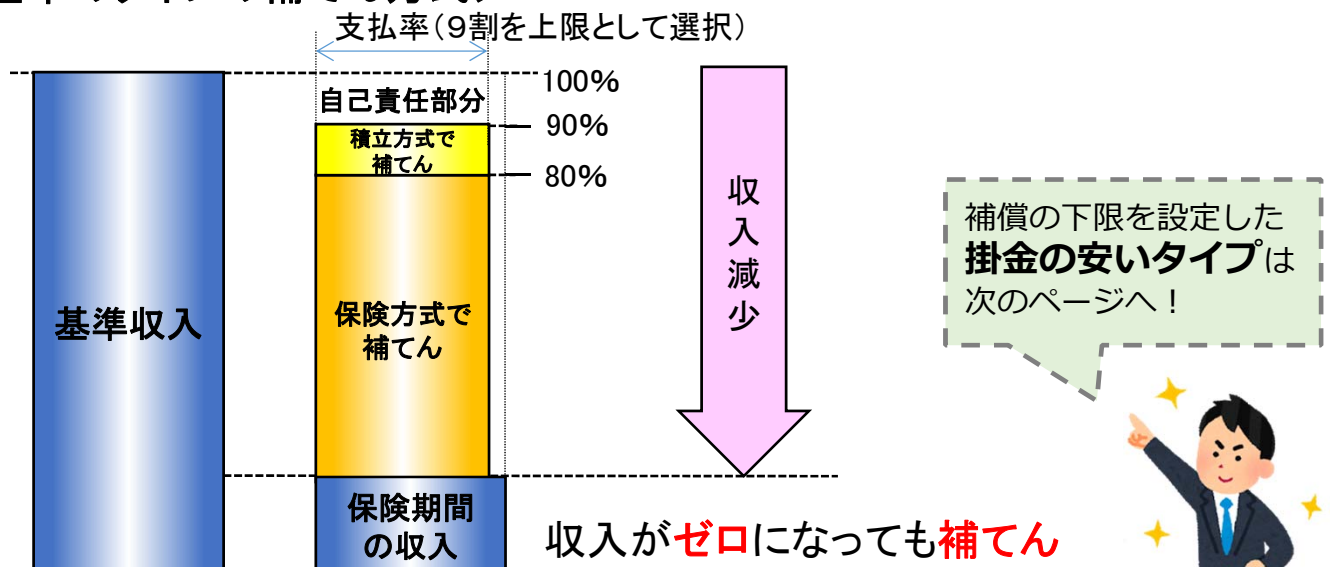
- 収入保険は、保険期間の収入が**基準収入の9割**を下回ったときに、**下回った額の9割**を上限に補てんするのが**基本のタイプ**です。
- 令和2年からは、これに加えて、**補償の下限**を選択することにより、**保険料を安くして加入できるタイプ**ができました。

## 基本のタイプ

例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円**の補てんが受けられます。

このタイプは、保険期間の**収入がゼロになったとき**は、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の補てんが受けられます。

### <基本のタイプの補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定  
(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

- 保険料の**50%**、積立金の**75%**は**国庫補助**があります。  
(積立方式の補てんは、最大、農業者の積立金の3倍の額を国から補助して支払)
- 被害がなければ、原則、翌年の積立金の**支払は必要ありません**。

# 補償の下限を選択することで、**保険料を安くできるタイプ**をご案内します。

補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

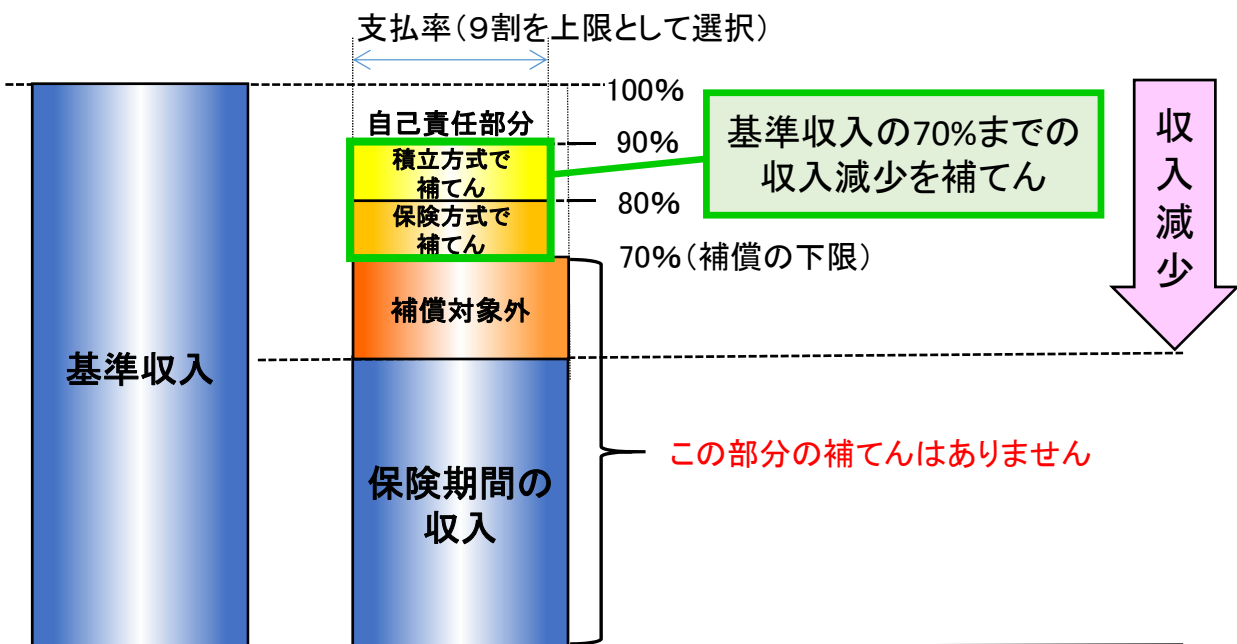
## 基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限**に補てんを受けるタイプです。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.4万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補てんが受けられます。  
ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません**。

**⚠ 保険料は、基本タイプに比べて約4割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.4万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

### <基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定  
(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

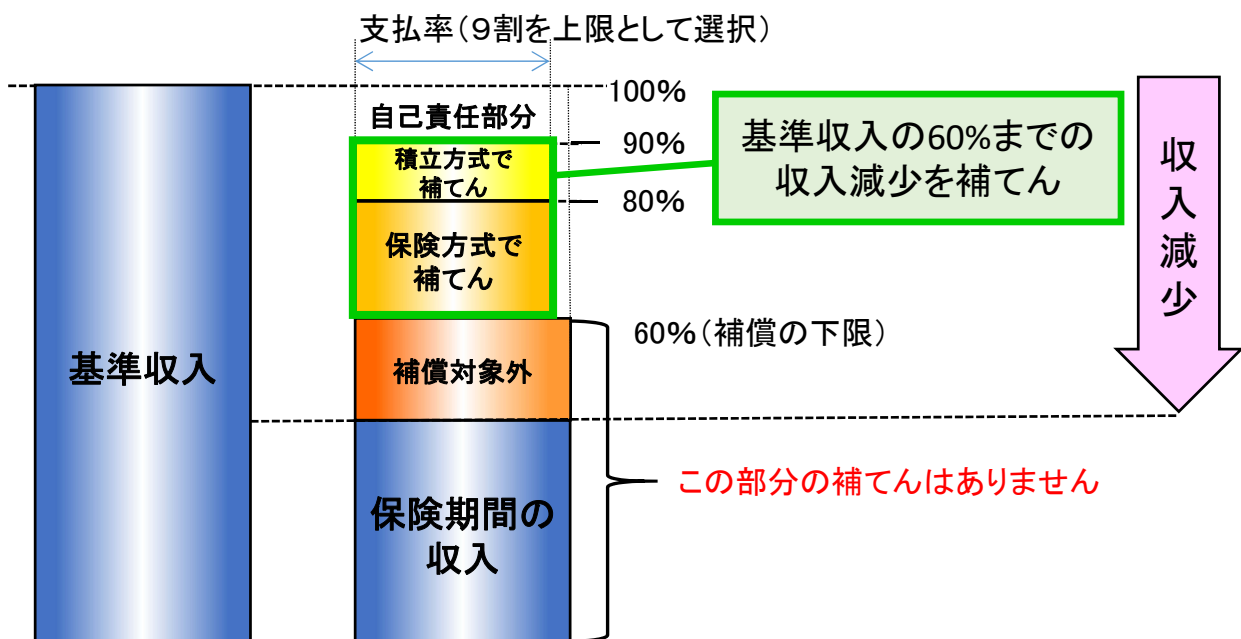
## 基準収入の60%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の60%までの額の9割を上限**に補てんを受けるタイプです。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料6.2万円、積立金22.5万円、付加保険料2.1万円で、保険期間の収入が600万円になったときは**最大270万円**（積立金90万円、保険金180万円）の**補てん**が受けられます。ただし、**600万円を下回った分の補てんはありません**。

**⚠ 保険料は、基本タイプに比べて約2割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限60%	6.2万円	22.5万円	2.1万円	最大270万円

### <基準収入の60%を補償の下限とした場合の補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定  
 (注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

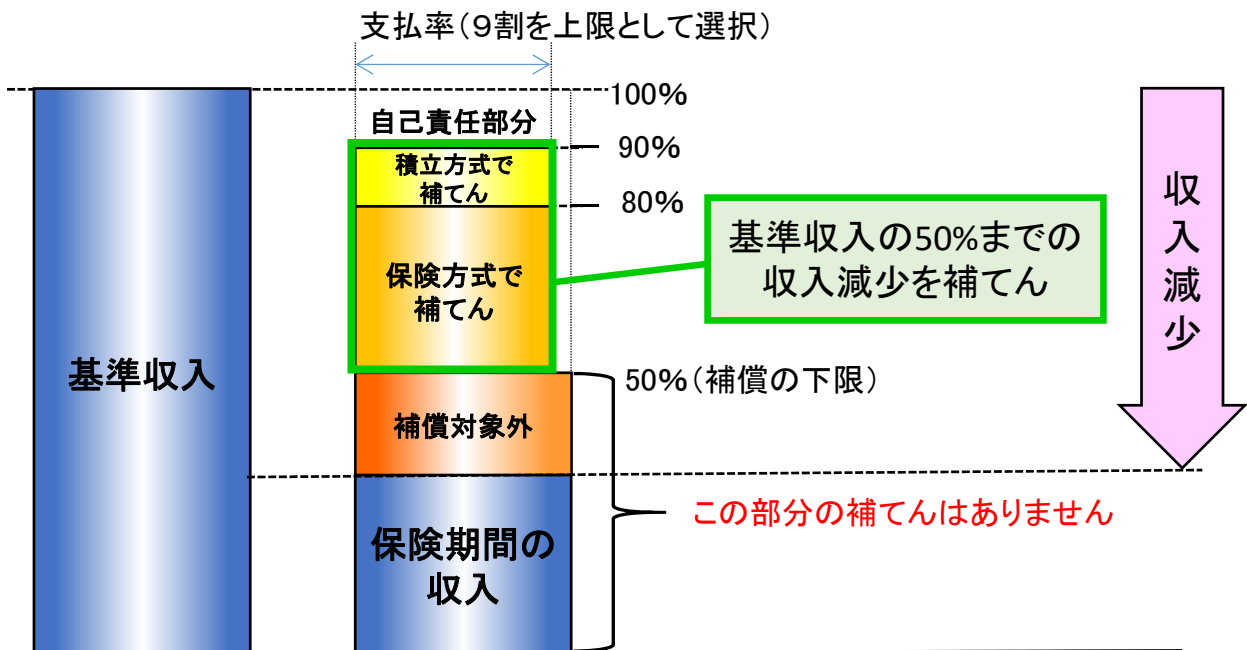
## 基準収入の50%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の50%までの額の9割を上限**に補てんを受けるタイプです。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料7.0万円、積立金22.5万円、付加保険料2.2万円で、保険期間の収入が500万円になったときは**最大360万円**（積立金90万円、保険金270万円）の補てんが受けられます。ただし、**500万円を下回った分の補てんはありません**。

**⚠ 保険料は、基本タイプに比べて約1割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料	補てん金
基本タイプ	7.8万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限50%	7.0万円	22.5万円	2.2万円	最大360万円

### <基準収入の50%を補償の下限とした場合の補てん方式>



基準収入は過去5年間の平均収入(5中5)を基本規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

基準収入の試算、補償の下限を選択した場合などの掛金や補填金の試算はNOSAI全国連のHPに掲載されているツールを活用して行うことができます。

NOSAI全国連HP : <http://nosai-zenkokuren.or.jp/t-insurance.html#taiken>



詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。